

変動金利定期預金 <単利型>

(2020年2月3日現在)

1 商品名	・変動金利定期預金<単利型>
2 ご利用いただける方	・法人および個人のお客さま
3 期間	・定型方式のみ 1年、2年、3年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利継続）の取扱いができます。
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6か月毎に、預入金額300万円未満の場合は当行が預入の際に提示する自由金利型定期預金(M型)(預入金額300万円未満)6か月ものを、預入金額300万円以上1,000万円未満の場合は自由金利型定期預金(M型)(預入金額300万円以上)6か月ものを、また、預入金額1,000万円以上の場合は、自由金利型定期預金6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・利息の20%（国税15%、地方税5%）が分離課税されます。ただし、2013年1月1日から2037年12月31日までにお受取りとなる預金利子には、復興特別所得税0.315%が追加課税されます。 ・金利は店頭および当行ホームページに掲載しています。

7 手数料	—
8 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまの自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることにより、当座貸越を利用することができます。(貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となる個人のお客様はマル優の取扱いができます。
9 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息の合計額とともに払い戻します。 <p>(1) 1年もの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% <p>(2) 2年もの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% ・預入期間が1年以上2年未満の場合 約定利率×70% <p>(3) 3年もの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% ・預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50% ・預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% ・預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% ・預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×90%
10 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または、03-5252-3772</p>
11 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は、預金保険の対象となり同保険の範囲内で保護されます。